

事業主の皆さんへ

改正ハートフル条例が平成31年4月1日に施行されました

改正の主なポイント

1. ひとり親、生活困窮者など、就職困難者に対象を拡大します

- ひとり親、生活困窮者など、対象を拡大し、障がい者を含む就職困難者の雇用・就労支援を進めるための基本理念や、府・事業主等の責務を規定します

【事業主の責務に関する規定】

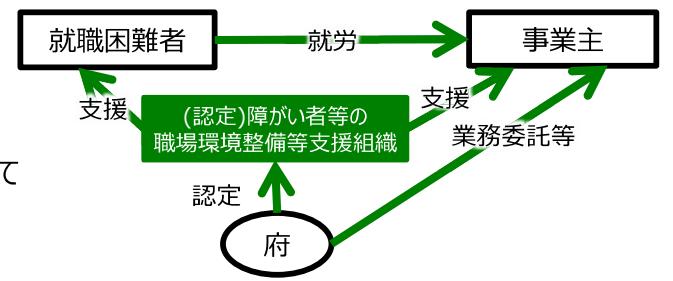
- ・障がい者以外の就職することが困難な者について、雇用の機会の創出及び拡大を図る
- ・一人一人の事情に配慮しながら働きやすい職場環境を整備し、府が実施する施策に協力

2. 公契約における就職困難者の就労支援を進めます

- 障がい者等の継続雇用のため、事業主における環境整備を支援する「障がい者等の職場環境整備等支援組織」を認定します
- 総合評価一般競争入札等の公契約等において、事業主が障がい者等の雇用・就労支援に資する取組を行っていることを勘案する規定を新設します

障がい者等の職場環境整備等支援組織とは

障がい者等の特性、事情等に配慮した
働きやすい職場環境の整備等に資するため、
事業主と、その雇用する障がい者等との間に立って
支援する法人



3. ひとり親雇用を進める事業主への表彰制度を新設します

- 働きやすい環境整備などの取組を促進すると同時に、ひとり親家庭の親の就業促進に向けた社会的機運を高めます

4. 新たに審議会を設置します

- 有識者からなる審議会を新設し、「障がい者等の職場環境整備等支援組織」の認定、顕彰の審査等について審議し、就職困難者の就労支援についてご意見をいただきます



「雇用の質」の向上に向け、長く
安定的に働き続けられる環境を整え、
就職困難者の雇用・就労支援を
オール大阪で推進していきます



※経済産業省作成

「大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例」 (ハートフル条例) の概要

【平成22年4月1日施行 平成31年4月1日改正】

【条例制定の背景】

大阪における障がい者の雇用をめぐる情勢は厳しく、働く意思と能力を有する障がい者に働く機会が十分に提供されていないとはいえない。さらに、障がい者だけではなく、働く意思と能力がありながら様々な事情により働くことができない状態にある人たちが、自らの能力を発揮するため働く場を求めてきたが、こうした人たちにも働く機会が十分に提供されているとはいえない状況である。

こうした状況を改善するためには、障がい者等に働く機会を提供する事業主の取組を社会全体として促進していくことが重要である。障がい者を含む就職困難者が、夢や希望を持って生き生きと働き、自立した生活を送ることができる地域社会の実現に向け、府、事業主、事業主団体及び府民がそれぞれの責務を果たすことを決意し、府民の総意としてこの条例を制定する。

第1章 総則

■目的

障がい者その他の就職することが困難な者の雇用の促進等と就労の支援に関し、基本理念を定め、府、事業主、事業主団体及び府民の果たすべき責務を明らかにするとともに、府の施策の基本となる事項を定めてこれを推進し、及び府と関係がある事業主の障がい者等の雇用の促進等を図り、もって障がいの有無その他事情にかかわらず働くことに生きがいを感じながら安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

■基本理念

障がい者等の雇用の促進等と就労の支援は、障害者等が社会を構成する一員として社会経済活動に参加する機会が与えられることを旨として、行われなければならない。

■府の責務

障がい者等の雇用の促進等と就労の支援のための施策を策定し、並びに国、市町村、事業主、事業主団体、府民及び民間の団体と協力してこれを実施する責務を有する。

■事業主・事業主団体・府民の責務

障がい者等の機会の創出や拡大を図るため、障がい者一人一人の特性に関する理解を高める等、各主体の責務を定める。

【公表後の対応】

要綱に基づき、公表事業主に対して一定期間の入札参加停止、補助金交付申請制限等の措置を行う。

※下線部はH31.4.1の改正点

第2章 雇用の促進等と就労の支援に関する施策

- 職業教育の充実
- 職業訓練の充実
- 企業への就職等の支援
- 重度の障がい者の雇用の機会の創出及び拡大
- 就業及び生活上の支援
- 障がい者等の職場環境整備等支援組織
- 障がい者支援施設等からの物品の買入れ等
- 公契約等の活用
- 府職員の採用
- 啓発活動の実施
- 顕彰

第3章 府と関係がある事業主の 障がい者の雇用義務に基づく雇用の促進等

知事

- ・指導
- ・職業紹介
- ・専門家派遣
- ・助言

事業主名の公表

契約・補助金等の相手方

- 障がい者雇用状況の報告

- 障がい者雇入れ計画の作成

(期間2年間)
- 進捗状況及び達成状況の報告

勧告に従わない事業主等

【お問合せ先】

ハートフル条例第3章 府と関係がある事業主の障がい者の雇用義務に基づく雇用の促進等に関すること

大阪府商工労働部雇用推進室就業促進課 障がい者雇用促進グループ 電話 06-6360-9077 FAX 06-6360-9079

平成31年4月1日のハートフル条例改正に関すること、その他このチラシ全体に関すること

大阪府福祉部福祉総務課 企画グループ 電話 06-6944-6686 FAX 06-6944-6659